

#### 4. フランス

フランスは、いわゆる大陸法系の国家である。また、中央集権国家であり、地方の記録管理行政への関与も高いことを特徴としている<sup>149</sup>。

フランスの政府機関が作成する記録（以下「政府記録」という。）の管理については、文化コミュニケーション省<sup>150</sup>（Ministère de la Culture et de la Communication）の総局の一つである文化遺産総局が所掌している。具体的には、同総局の一部局である SIAF（Service interministériel des Archives de France（フランス省庁間アーカイブズ局））が政府記録の管理に関する企画及び監督業務を担当している。

さらに、同局が所掌する AN（Archives Nationales（フランス国立公文書館））において、政府記録の収蔵、展示、利用者への提供などを行っている。

フランスの特色としては、SIAF が政府記録管理の専門家ミッショネール（missionnaire）を各政府機関に派遣することにより、評価選別及び政府記録管理の指導を行う制度<sup>151</sup>の存在が挙げられる。

フランスにおける評価選別の概要を図 4-1 に示す。

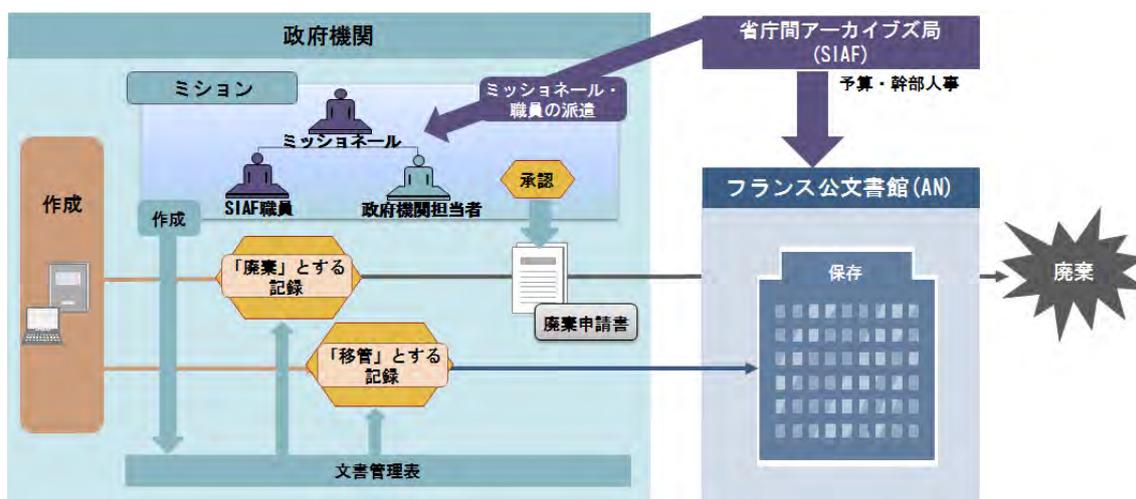


図 4-1 フランスにおける評価選別システム

本章においては、SIAF 及び AN を中心にフランスの記録管理について整理する。

<sup>149</sup> 滝沢正『フランス法 第4版』（三省堂），2013，P4

<sup>150</sup> 文化通信省とする訳もあるが、同省の関連する所管分野は放送及び視聴覚分野であり、通信については経済財政デジタル化省が所掌しているため、本報告書ではこの訳を用いる。

<sup>151</sup> ミッショネールについては、4.1.2. 節を参照。

#### 4.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

フランスの政府は大統領をトップに構成され、大統領が首相を任命し、更に大臣についても首相からの提案に基づき大統領が任命する。

大臣及び省に関する組織法上の規定は存在せず、大臣や省の数も大統領のデクレ<sup>152</sup>によって定められている<sup>153</sup>。

図 4-2 にフランスにおける政府機関の概要を示す。

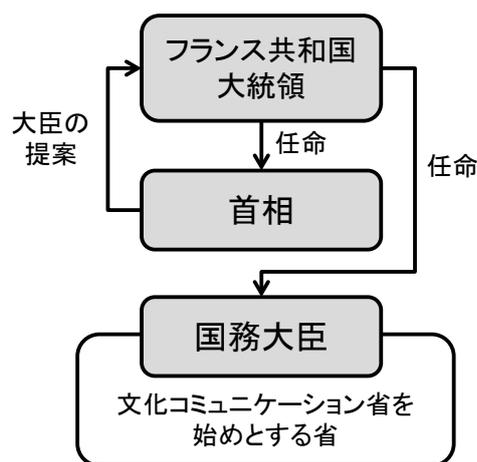


図 4-2 フランス政府機関の概要

SIAF と AN は、文化コミュニケーション省の組織である。

AN は、その起源がフランス革命期の 1790 年に遡る。欧州の諸外国の中でも早期に設置された AN は、1790 年 9 月 7 日のデクレと「国民代表の下で確立される文書館の組織に関する共和暦 2 年メシドール<sup>154</sup> 7 日の法律」により制定された組織である。

当初、フランス革命による旧体制の政府記録等の散逸を防ぐことや、破損に対する適切な保存を行うために設立されたが、1794 年までに、法令により公的な機関としての AN の役割が明確化された。

<sup>152</sup> デクレは日本の政令に相当するもので大統領または首相が制定する。

<sup>153</sup> 濱野雄太「フランスの行政府における大臣キャビネ」『レファレンス』第 3 号, 2014, P80

<sup>154</sup> メシドールとは収穫月と訳されており、グレゴリオ暦のおよそ 6 月～7 月に相当するフランス共和暦の月の名称である。

#### 4.1.1 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能、組織形態

##### (1) 根拠法<sup>155</sup>

フランスでは、記録管理に係る統一的な法律として、1979年に、アーカイブズに関する1979年1月3日法<sup>156</sup>、通称、文書保存法(*la loi du 3 janvier 1979 sur les archives*)が制定された。

文書保存法は、政府記録と私文書の保護の規則を体系的に統合した法律であったが、その後、同法は2004年に現在の根拠法となる文化遺産法典(*Code du patrimoine*)の成立により同法典の第二編に編入され、図書、博物館、建造物等政府記録以外の文化遺産も包含する法典の一部として再整理されている。

文化遺産法典第二編には、政府記録の定義や保存、廃棄等の内容が定められており、フランスにおける記録管理に関する基本法となっている。

前述のとおり、フランスにおいては大臣及びその所掌する省について、組織法的観点からの規定はなく、SIAFについても、その役割は、文化コミュニケーション省2009年アレテ<sup>157</sup>第3条1項に規定されている。

また、ANは文化遺産法の規則にあたる文化遺産法R(規則)<sup>158</sup>に従って、政府機関や公法人等に関する記録の保存や、その利用や展示等を行っている。

なお、文化遺産法典は、現在改正作業の途中であり<sup>159</sup>、この改正ではポーンデジタル資料に関する取扱いが主たる論点となっているほか、政府記録の取扱いに関する制限を緩和するとともに記録の定義を広げ、事務の円滑化とより広い記録を保存対象とすることを目指している。

##### (2) 機能、組織形態

本節では、SIAF及びANについて、機能と組織形態を示す。

文化コミュニケーション省には5つの総局が存在するが、政府記録管理については、文化遺産総局の一部局であるSIAFが所掌している(図4-3)。

<sup>155</sup> 以下、本項における記述については次の文献における記述を参考に、フランス現地調査での結果を反映している。永野晴康、「フランス文書保存制度の諸相」、『城西情報科学研究』、第20巻、第1号、2010

<sup>156</sup> (<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006068663>)

<sup>157</sup> アレテは省令に相当する大臣の命令である。

<sup>158</sup> 文化遺産法典は、法律のパート(L)と規則のパート(R)から構成されている。

<sup>159</sup> インタビュー結果による。内容については、現段階では公開されていない。

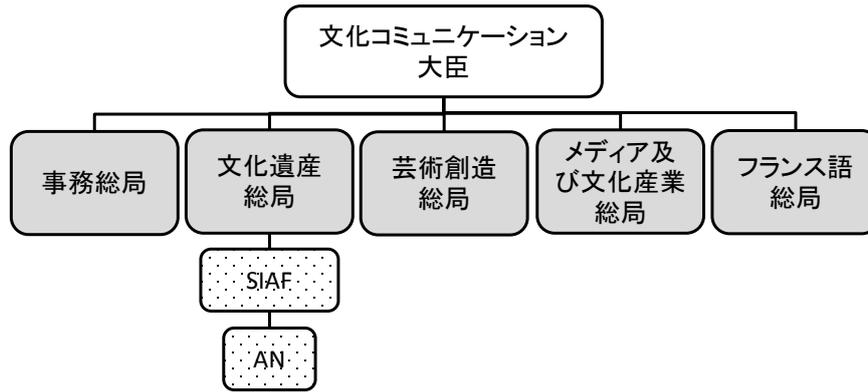


図 4-3 文化コミュニケーション省組織図<sup>160</sup>

SIAF は政府記録の管理に関する企画及び監督業務のほか、AN の予算や幹部職員の人事等を所掌しており、3 つの部から構成されている。SIAF の組織図を図 4-4 に示す。



図 4-4 SIAF 組織図<sup>161</sup>

アーカイブズ政策部は、主にミッションネールの派遣等により、各政府機関における政府記録の保存、分類、評価選別等の監督を行っている。アーカイブ修復及び調整部は、主に保存期間満了後の記録の取扱い、すなわち、AN に保存された記録の利用やデジタル化による公開、学術分野での利用促進、そしてマイクロフィルムや記録のスキャンによるデジタル化等に関する企画業務を担当している。国家記念担当では、フランスの重要な史実に関する記録を利用したイベントの企画等を行っている。

一方、政府記録の保存に関する実務（受入れ、収蔵、目録作り、修復）については、同省が所管する AN が担っている。

AN は 4 つの局を中心に構成されている。図 4-5 に組織図を示す<sup>162</sup>。

<sup>160</sup> インタビュー時受領資料を基に、三菱総合研究所作成。2016 年 2 月現在の構成である。

<sup>161</sup> 前掲(10)と同様。但し、先行研究である、小宮山敏和・大田由紀「フランスの公文書館制度及びフランス国立公文書館視察報告」（『アーカイブズ』第 52 号，2014，国立公文書館），P29 で引用されている内容から組織改編があった結果を反映している。

<sup>162</sup> 前掲(161)と同様。

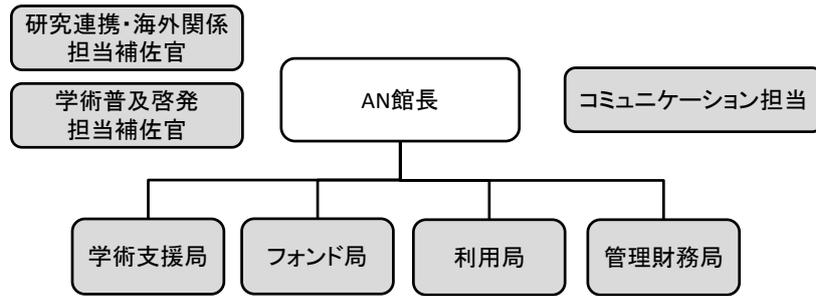


図 4-5 AN 組織図<sup>163</sup>

学術支援局は、記録保存や修復、保存スペースの管理、電子文書記録保存プロジェクト等を実施している。フォンド局は、省庁ごとに担当課が分けられており、それぞれに分類、選別、目録の作成に関する事項を実施している。利用局は閲覧室やレファレンスの整備など利用者に対するサービス等について実施しているほか、所蔵資料などを活用した展示活動などを実施している。管理財務局は、人事管理や予算管理等を行っている。

#### 4.1.2 公文書管理担当機関の構成

本項では、ANの所在地や職員数、人事政策に関して整理する。

##### (1) 所在地

ANは、パリ館とフォンテーヌブロー館、そしてピエールフィット館の3つの施設から構成されている。

##### 1) パリ館

パリ館は、パリ市の中心部3区に所在する旧スービーズ侯爵邸を利用した施設である。パリ館は1808年から利用を開始しており、主にアンシャンレジーム期からナポレオン三世等の記録のほか、美術品などを収蔵・展示している。1988年には閲覧を目的とした新棟が敷地内に建設され、160席の閲覧用の席、マイクロフィルム等の閲覧コーナーが設けられたほか、職員事務スペースとして利用されている<sup>164</sup>。(図 4-6)

<sup>163</sup> 前掲(161)と同様。

<sup>164</sup> ANパンフレット「The Archives Nationales」, P33



図 4-6 パリ館（スービーズ侯爵邸）<sup>165</sup>

## 2) フォンテーヌブロー館

フォンテーヌブロー館は、パリ市から 70 キロほど南東に位置するフォンテーヌブロー市に所在している。当初は NATO の関連施設として建設されたが、1972 年から AN の第二の政府記録保管の施設として供用が開始され、主に中間書庫として利用されてきた<sup>166</sup>。(図 4-7)

ただし、低湿地で保存環境として望ましくないことや、建物の老朽化等による構造上の問題から、現在は既存資料の収蔵以外には利用されておらず、閲覧室と事務室への立ち入りが禁止されているとともに書庫への立ち入りも制限されている。

<sup>165</sup> 出典：<http://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/fr/web/guest/hotels-de-soubise-et-de-rohan>

<sup>166</sup> インタビュー結果による。



図 4-7 フォンテーヌブロー館<sup>167</sup>

なお、同館の敷地内に 5,800 平方メートルの広さを有する新たな保存施設が 2007 年に竣工し、中間書庫として利用されている（図 4-8）。



図 4-8 フォンテーヌブロー館 新保存施設<sup>168</sup>

### 3) ピエールフィット館

ピエールフィット館は、パリ第八大学が所在するパリ市北部のサン・デニ地区に所在する 2013 年竣工のフランスの中央公文書館として最も新しい施設であり、フランス革命以降の政府記録と民間の資料を保存管理している。

<sup>167</sup> 出典：<http://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/fr/web/guest/site-de-fontainebleau>

<sup>168</sup> 出典：<http://www.patryst.com/fr-FR/curiosities/2907-nouveau-batiment-des-archives-nationales-a-fontainebleau>

ピエールフィット館は、地上 11 階建て<sup>169</sup>の本館（主に保管庫及び閲覧室、図 4-9 右側奥の白い直方体の建物）とそれぞれ繋がっている 4 つのサテライトビル（展示・学習施設、修復施設、職員の事務スペース等）から構成されている。（図 4-9）



図 4-9 ピエールフィット館<sup>170</sup>

#### 4) その他

これら 3 館のほかに、専門文書館として ANOM (Archives nationales d' outre-mer (国立海外文書館)) と ANMT (Archives nationales du monde du travail (国立労働文書館)) がある。

ANOM は、フランス南部マルセイユ郊外のエクサン・プロヴァンスに所在し、フランスの海外植民地及び旧植民地関連の記録を収蔵している。（図 4-10）

<sup>169</sup> 原資料等に 10 階建てとの表記がある場合があるが、欧州では地上階を 0 階として計算するため、日本式の表記では 11 階建てとなる。

<sup>170</sup> 出典： (<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/En-continu/Le-Centre-des-archives-nationales-de-Pierrefitte-a-l-avant-garde-de-la-performance-energetique>)



図 4-10 ANOM (国立海外文書館) <sup>171</sup>

ANMT は、ベルギー国境近くのリール市に所在し、労働団体関連の記録や企業及び経済団体の記録を収蔵している。(図 4-11)



図 4-11 ANMT (国立労働文書館) <sup>172</sup>

---

<sup>171</sup> 出典：<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/anom/fr/Pdp/Contacts.html>

<sup>172</sup> 出典：<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/camt/>

## (2) 職員数

ANの職員数は、2014年12月31日現在、実員で505名である。

フランスの国家公務員はAからCのカテゴリーに分けられ、カテゴリーAが幹部職員を指す。ANにおけるカテゴリーごとの常勤職員換算数を表4-1に示す。

表 4-1 職員数（常勤職員換算数）<sup>173</sup>

職務区分	カテゴリーA	カテゴリーB	カテゴリーC	合計
管理部門	10.70	7.80	38.00	56.50
文化部門	104.20	38.00	-	142.20
技術部門	9.00	22.90	170.10	202.00
契約職員	37.60	15.20	14.80	67.60
その他	2.80	20.10	4.00	26.90
合計	164.30	104.00	226.90	495.20

## (3) トップマネジメントのキャリア<sup>174</sup>

AN館長は、基本的に文化遺産や政府記録保存に関する専門高等官であるコンセルバトゥール<sup>175</sup>から選任されている。直近3名のAN館長の経歴を表4-2に示す。

<sup>173</sup> AN「des Archives en France 2014 L'ACTIVITE DES SERVICE D'ARCHIVES」

<sup>174</sup> 以下、本項の記述は特段出典・引用が示されている場合を除き、フランス現地調査結果に拠る。

<sup>175</sup> 正式にはコンセルバトゥール・アーシブ (Conservateur Archives) という。また、コンセルバトゥールには、上級コンセルバトゥールなどのランクが存在しているが、本稿では特段の区別の必要がある場合を除きコンセルバトゥールと表現する。公文書のみならず博物館、図書館等歴史史料などを取り扱う資格であり、フランスの公文書管理行政に携わる幹部職員の多くがこの資格を取得している。資格受験にあたっての要件はないがその多くは古文書学院等の卒業生である。以下を参照のこと。

(<http://www.archimag.com/archives-patrimoine/2014/06/02/agn%C3%A8s-magnien-quitte-la-direction-des-archives-nationales-pour-ina>  
<http://www.archimag.com/archives-patrimoine/2014/06/02/agn%C3%A8s-magnien-quitte-la-direction-des-archives-nationales-pour-ina>)

表 4-2 AN 館長の経歴（直近 3 名）

在任期間	氏名	経歴
2014/9～ (現職)	 Mme. Françoise Banat-Berger <sup>176</sup>	<b>【学歴】</b> 古文書学院 <b>【職歴】</b> パリ市公文書館 法務省アーカイブ AN デジタルアーカイブズ 古文書学院准教授（兼任）
2011/2～ 2014/9	 Mme. Agnès Magnien <sup>177</sup>	<b>【学歴】</b> 古文書学院 <b>【職歴】</b> AN ミッションネール セーヌ＝サン＝ドニ県公文書館館長
2007/2～ 2011/2	 Mme. Isabelle Neuschwander <sup>178</sup>	<b>【学歴】</b> 古文書学院 文化遺産学院 <b>【職歴】</b> シェール県公文書館長 AN 歴史センター長 同 監査室長 国立海外文書館長

#### (4) AN の一般職員の人事

AN の一般職員は前述のとおりカテゴリ A～C に分類され、ほかの政府機関の職員と同様に試験を受けて任用される。

<sup>176</sup> 写真、経歴などは次の資料による。古文書学院 HP (<http://www.enc-sorbonne.fr/fr/francoise-banat-berger>)

<sup>177</sup> 写真、経歴などは次の資料による。INA (Institut National Audiovisuel) HP (<http://www.institut-national-audiovisuel.fr/nous-connaitre/entreprise/organigramme.html>)

<sup>178</sup> 写真、経歴などは次の資料による。L'Express 誌 HP ([http://www.lexpress.fr/culture/art/la-directrice-des-archives-limogee-par-le-ministere-de-la-culture\\_964720.html](http://www.lexpress.fr/culture/art/la-directrice-des-archives-limogee-par-le-ministere-de-la-culture_964720.html)) 文化コミュニケーション省 HP (<http://www.culture.gouv.fr/culture/actualites/communiq/donnedieu/archives-nomin2007.html>)

カテゴリーAの職員は幹部職員候補であり、政府の官僚養成を目的とする高等教育機関であるグランゼコールのうち、文化遺産学院や古文書学院においてアーカイブに関する専門教育を受けた者が多い。前述のとおり、直近3名のAN館長はすべて古文書学院の卒業生である。

カテゴリーBは、バカロレア<sup>179</sup>資格取得者相当の学歴を有し、主に専門業務を行う職員である。また、カテゴリーCは中学卒業以上学歴を有し、事務の補助職員及び現業職員とされる。

表 4-3 に各カテゴリーと職種の関係について整理する。

表 4-3 AN 職員のカテゴリーと職種

カテゴリー	資格要件	職種
カテゴリーA	学士以上の学位またはグランゼコール卒業生等高等教育を終えた者 <sup>180</sup>	・ コンセルバトゥール
カテゴリーB	バカロレアによる大学入学資格取得者以上	・ ドキュメンタリスト (記録管理担当) ・ セクレタア (秘書担当) ・ シェンティフィック (学術係)
カテゴリーC	中学卒業（職業教育免状取得）以上	事務補助、現業職員

ANの現役のコンセルバトゥールは350人程度であるが、人事部門による長期育成計画の作成や計画的な異動の管理は行われておらず、幹部職への任用は原則として公募とされている。幹部職のポストの数は限られており、その選抜は非常に厳しいものとなっている。

カテゴリーA職員の標準的なキャリアパスとしては、採用後ミッシヨネールとして各政府機関等に配属され、およそ30代前半までに地方の小規模な公文書館長となり、その後より大きな規模の公文書館長やSIAFの課長級としてキャリアを形成することとなる。

## (5) 教育

フランスでは、国立の高等職業訓練校であるグランゼコールが、公文書管理に携わる職員の教育・任用・育成にあたって主な役割を果たしている。このグランゼコールは、ENAの略称で知られる国立行政学院や国立土木学校等、国の高級官僚の育成機関として捉えられており、国立古文書学院では原則として<sup>181</sup>給費生である。

<sup>179</sup> フランスにおける、大学進学のために必要とされる高校卒業証明書である。

<sup>180</sup> グランゼコールは一部の例外を除き、大学のような学位授与機関ではない。

<sup>181</sup> EU市民権を有する者については公務員たる給費生となり、総支給額で約2200ユーロ程度が毎月支給される。外国人も入学可能であるが、無給であり、学費の支払いを行う必要がある。

上述のとおり、ANの幹部職員となるためにはコンセルバトゥール (Conservateur) であることがほぼ必須である。ANの場合、コンセルバトゥールは正式にはコンセルバトゥール・アーシブ (Conservateur Archives) と呼ばれ、政府記録保存に関する専門職員という意味となる。

コンセルバトゥールになるためには2つの方法があり、グランゼコールである文化遺産学院を卒業する方法と、カテゴリ-Aの職員として10年以上関連業務に従事し、首相令に示す要件を満たすものとして認定される方法がある<sup>182</sup>。なお、文化遺産学院に入学する者の多くが古文書学院の卒業生である。

欧米各国では、大学の修士号等を取得したアーキビストが政府記録管理の幹部職員となることが多いのに対して、フランスではこのコンセルバトゥールが最上位の資格と認識されている点が異なっている。

このコンセルバトゥールと欧米等における公文書専門職であるアーキビストの差異について整理する。

第一の違いは、コンセルバトゥールは文書管理や古文書の読解等いわゆるアーカイブ関連の知識にとどまらず広く美術学や図書館学、考古学等についての知識が求められることである。したがって、コンセルバトゥールは政府記録管理関連の職業に就くとは限らず、図書館や博物館等に就職するものも多い。実際の就職数も公文書館、図書館、博物館それぞれほぼ均等であるとされている。

第二の違いは、欧米諸国のアーキビストが主に修士の学位を有するのに対して、コンセルバトゥールは、その多くが、大学のような学位授与機関ではないグランゼコールの卒業生であることから、直接には学位を有しているとは限らない点である。

ただし、古文書学院では近年、修士号を授与する課程が設置されるなど、この点に関する改善の動きがある。

なお、古文書学院の教員には公文書館勤務経験者が多く、現任のAN館長である Mme. Françoise Banat-Berger の例のように、古文書学院の准教授を兼任している例も見られる。

## 4.2 公文書管理制度の運用実態

本節では、公文書管理制度の運用実態として、文書評価選別事務の実態、電子文書の整理及び長期保存、そして民間保有文書の保護及び口述記録について整理する。

---

<sup>182</sup> Décret n° 2013-788 du 28 août 2013 portant statut particulier du corps des conservateurs du patrimoine

#### 4.2.1 文書評価選別事務の実態<sup>183</sup>

##### (1) 評価選別事務の概要

フランスの評価選別においては、政府記録管理の専門家（ミッショネール）が大きな役割を果たしている。各政府機関においては、ミッショネールを中心に、政府機関及び SIAF の職員から構成されるミッションと呼ばれるチームが置かれ、政府記録の管理等に当たっている。

作成された政府記録は、後述の文書管理表に基づいて管理される。保存期間満了後の廃棄に当たっては、廃棄申請書と呼ばれる様式によりミッションに申請し、廃棄の承認を受けることが必要であり、この承認を得ない廃棄は処罰の対象となる。

廃棄申請書の承認手続きにおいては、廃棄して良いか、AN へ移管するか判断をミッショネールが行う事となる。廃棄申請書には、シリーズ番号、文書番号、文書の概要、作成年月日、保存満了年月日等が記録されており、評価選別は、おおむね廃棄申請書の確認のみによって行われることが多いが、原本を直接確認する場合もある。

また、フランスでは中間書庫の管理を AN ではなく各省の責任と予算で行っている。

評価選別に関する流れを図 4-12 に示す。

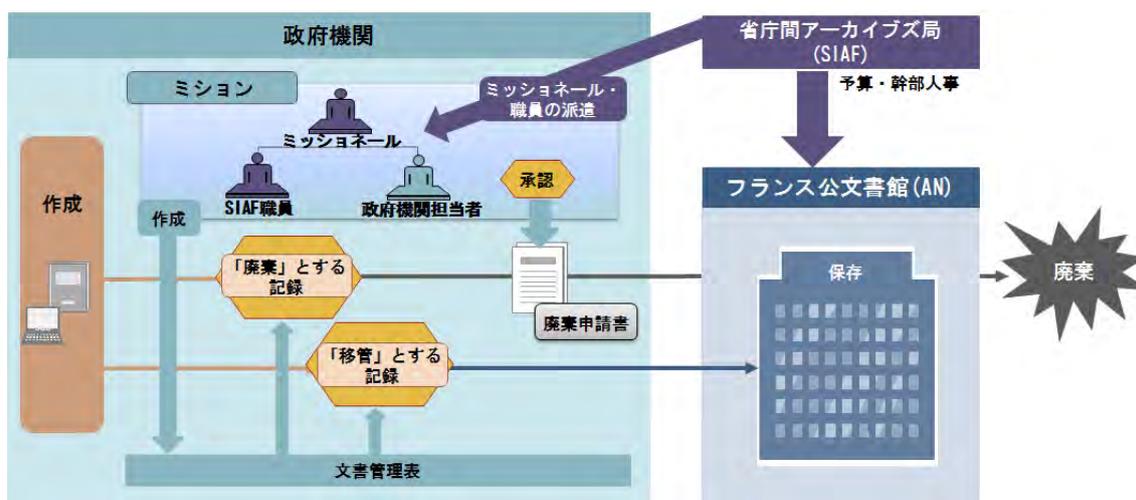


図 4-12 フランスにおける評価選別システム (再掲)

なお、SIAF からミッショネールが各政府機関に派遣されるようになった端緒は、当初中間書庫として機能していた前述のフォーテンヌブロー館が、1980 年代前半までに満架となり、同館での記録保存が限界を迎えたことであった。このため、AN の中間書庫による集中的な中間保存ではなく、各政府機関での記録管理を行うこととした上で、ミッショネールを各政府機関に派遣することとなったのである。

<sup>183</sup> 本節の記述は前掲(11)のほか、フランス現地調査結果に基づく。

## (2) 評価選別基準

フランスの政府記録は、ミッションールにより評価選別を受けることとなるが、その際に参照されるのが、文書管理表である。

文書管理表は、シリーズごとに保存期間や期間満了後の措置が記述された文書である。具体的には、文書のカテゴリー、政府機関での保存期間、中間書庫での保存期間、政府機関での利用期間、(利用期間＝政府機関での保存期間＋中間書庫での保存期間)、紙／電子記録の別、保存期間満了後の措置などが記載されている。

文書管理表は、SIAF で作成される各政府機関に共通した標準的な文書管理表を基に、各政府機関において、それぞれの事情を踏まえてミッションールとともに作成されるものとなっている。

図 4-13 にパリ国立高等音楽・舞踏学校における文書管理表の表紙を示す<sup>184</sup>。

この管理票では、数十ページに渡り記録の種類ごとにその保存期間、期間満了後の措置について整理されている。また、図 4-14 は、廃棄対象文書の例である。

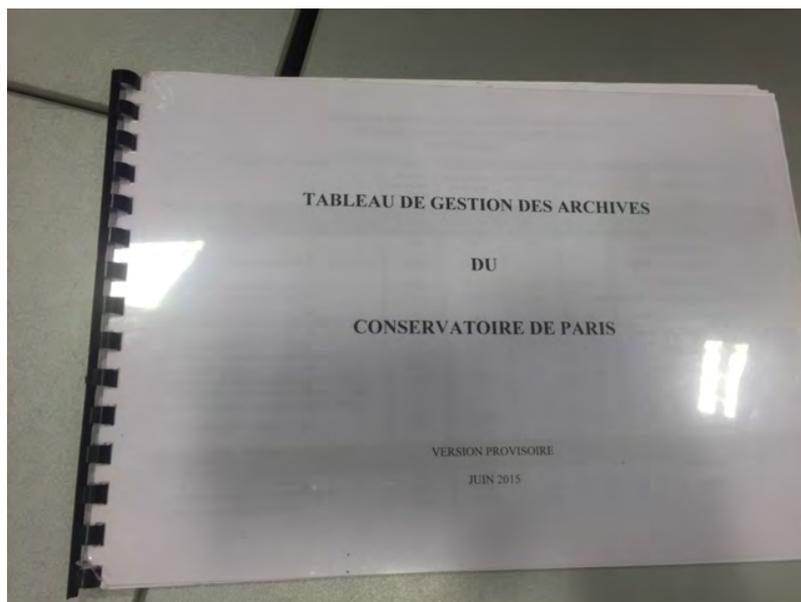


図 4-13 文書管理表の例<sup>185</sup>

<sup>184</sup> 内容は非公開である。

<sup>185</sup> 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。(図 4-14 も同様)



図 4-14 現物による審査対象となっていた廃棄対象文書

### (3) 評価選別担当者の資格・資質等について

前述のとおり、フランスにおける評価選別はミッショネールが担当する。

ミッショネールは、前述のコンサルトウールであるが、ミッショネールとして各政府機関で勤務する者は、SIAF への採用後年数があまり経っていない人材である場合が多い<sup>186</sup>。

## 4.2.2 電子文書の整理、長期保存の実施又は検討状況

### (1) 電子記録の定義

文化遺産法典 L 第 211-1 条において、アーカイブズとは「日付、保存の場所、形状及び媒体がどのようなものであれ、あらゆる自然人又は法人及びあらゆる公的又は私的な部局や組織によって、その職務において作成または取得された記録の総体」と定義されており、電子記録についてもこの定義に該当する。そのため、電子記録についても、基本的に紙媒体の記録と同じ記録管理のルールが適用される<sup>187</sup>。

<sup>186</sup> インタビュー結果による。

<sup>187</sup> 一般財団法人行政管理研究センター「平成 26 年度調査報告書 公文書管理の在り方に関する調査書」, 2015, P131

## (2) 電子記録の長期保存に関する規則類

SIAF では、電子記録の長期保存に関して、Note d'information DGP/SIAF<sup>188</sup>と呼ばれる一連のガイドラインを発行している。

このガイドラインにおいては、電子政府記録の保存フォーマットとして PDF ファイルを用いることが、保存媒体として CD-R を用いること等が定められている。

## (3) 電子記録の整理及び長期保存に関するシステム

文化コミュニケーション省は、デジタルアーカイブズを文化政策の先端部門と位置づけており、積極的な推進を図っている。

具体的には、政府記録保存・閲覧利用の「近代化と簡素化の精神 (un esprit de modernisation et de simplification)」という観点から、2012 年冬からデジタル化を推進する取組を開始し、特に AN においては、2013 年から電子アーカイブ計画 VITAM (Valeurs Immatérielles Transmises aux Archives pour Mémoire) が開始された。この VITAM においては、インターネット上での情報検索や資料の電子化が優先項目として設定され、電子記録の保存等に関する 12 のソフトウェアに関する研究が行われた。

2014 年より、VITAM での検討を踏まえて、電子記録管理システム ADAMANT (Administration des Archives et de leurs Métadonnées aux Archives nationales dans le Temps) の実験システムが稼働を開始している。この ADAMANT は、VITAM に基づいて開発されたソフトウェアを利用し<sup>189</sup>、OAIS 参照モデルを参照したものとなっている。ADAMANT を利用することで、各政府機関で保存された電子記録をメタデータごと AN に伝送することが可能である。

### 4.2.3 民間保有文書の保護の実態<sup>190</sup>

前述の文化遺産法典における記録の定義には民間の記録も含まれていることから、AN では多様な民間記録を保有し、また、当該記録の取得に関しても強く関心を示している。

民間記録をアーカイブとして所有しているのは多くの場合企業であるが、銀行や大企業・国際企業などは自社の記録を適切に管理している一方で、中小企業を始めとする多くの企業では自らの記録を適切に管理できていない場合も多い。

AN では、これらの民間アーカイブ保存の重要性を認識し、民間記録で歴史的に重要な記録は競売を通じて購入するなど、広く国の歴史を再現するための活動を行っている。また、SIAF では、これら文書を取得するための資金を拠出している<sup>191</sup>。

<sup>188</sup> AN 「Formats et supports」 (<http://www.archivesdefrance.culture.gouv.fr/gerer/archives-electroniques/formats-et-supports/>)

<sup>189</sup> 前掲(173), P8

<sup>190</sup> 本項の記述は現地調査結果による。

<sup>191</sup> 前掲(173), P23-24

また、大統領記録や重要な政治家の記録等のうち、政府記録を始めとする公式記録は通常の政府記録と同様に移管を受けることとなるが、例えばある事件における細かな背景やその時の心情などは、政府の正式記録ではなく手紙や日記などの私文書で補うことが重要であることから、家族からこうした資料類の寄贈を受けることも多い。

#### 4.2.4 口述記録（オーラルヒストリー）等

オーラルヒストリーについては、AN内で特別に作成する部門などはなく、作成や収集に関する法的義務などは存在しない。

一般論としてコンセルヴァトゥールが記録に残したいと考える場合に実施されることはある。例えば、大統領関連の資料については、秘密資料が多いほか、廃棄される例も多いため、それらによる情報の欠落を補うために実施された例がある。

一方、国防省には、オーラルヒストリーを作成する機関が存在しており、退役軍人に対して戦場での状況に関するインタビューを行い、記録を保存する活動を行っている。

#### 4.3 地方の公文書管理との関係

フランスは、県公文書館長として SIAF の職員を派遣するなど、地方に対する政府の関与が高い。本節では、以下に法令に基づく関係性と法令に基づかない関係性について整理する。

##### 4.3.1 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

地方公共団体の記録管理は、文化遺産法典の L 第 212-6 条から L 第 212-14 条及び R 第 212-49 条から R 第 212-64 条、さらに地方公共団体総合法典（Code général des collectivités territoriales）の R 第 1421-1 条から R 第 1421-3 条、R 第 1421-14 条及び R 第 1421-15 条に規定されている。

フランスの地方行政区画は、26 の地方圏、100 の県、約 36,000 のコミューン（市町村）に分けられる。これらに設置された公文書館は、地方圏公文書館 26 館、県公文書館 101 館、コミューン公文書館 670 館で、すべてあわせると 797 館となる。

このうち、県公文書館（Archives départementales）は、1986 年 1 月より各県の県議会（Conseils généraux）の議長（présidents）の管理下に移され、国から県に運営権限が委譲された。

ただし、県公文書館の館長は国家公務員で、国のコンセルヴァトゥールから選ばれた者が就く（L 第 212-9 条）。

フランスの中央集権的な特色として、この県公文書館の館長の位置づけが挙げられる。県公文書館の館長は、国家公務員であり、県の文書保存に関して国の代表として活動する。また、県公文書館だけでなく、管轄下にあるコミューンの公文書館についても廃棄を禁じ

るなどの権限を有する。すなわち、コミューンの公文書館の館長は自らの判断のみで、所蔵文書の廃棄をすることができない。

県公文書館に国から派遣されている職員数は、2012年には262名で、その内訳は館長を含むコンセルバトゥール137名、文書研究を目的とした職員77名、ドキュメンテーション担当者48名であった。

県公文書館にはこのような国から派遣される国家公務員のほか、地方公務員のコンセルバトゥールも勤めている。

#### 4.3.2 地方の公文書管理等との連携の実態（法令や権力関係に拠らない協力）

前節に掲げるような権力関係以外でもANは各種調査などを実施することにより、地方における文書管理に関する状況を把握している。

調査により、アーカイブズのネットワークの広範な知識を得ることができ、SIAFの活動や文化遺産総局の政策に大きく寄与するものとされている<sup>192</sup>。

---

<sup>192</sup> 前掲(173)